

令和5年度(2023年度)第2回熊本県行政文書等管理委員会議事録

1 日 時 令和5年9月29日(金)10時00分～11時45分

2 会 場 県庁本館 審議会室

3 出席者 委員5名 (澤田委員、田口委員、福嶋委員、森委員、吉見委員)

県警本部広報県民課 蓑田文書情報室長

県警本部広報県民課 横野課長補佐

事務局5名 (中村総務部総務私学局長、坂本県政情報文書課長、福田審議員、
松岡課長補佐、徳永参事)

4 議 事 以下のとおり

発言者	内 容
事務局	開会宣言 中村局長挨拶 委員紹介・挨拶 定足数確認 会長選任 会長挨拶 会長職務代理者指名 行政文書等管理委員会 概要の説明
議題 (1) 県警察本部における行政文書の廃棄に関する意見聴取について	
澤田会長	それでは、以降、私の方で進行させていただきます。 今回は県警さんの行政文書を廃棄するというので、今、話がありましたステップ2の下の部分ですね、一番初めの段階ということになります。 その前に、前期の委員の皆さんが、どういう視点で見られていたかという点について、私の方から簡単に、前の人たちはこんな感じでやっていた、という説明を申し上げたいと思います。 今、画面に映っているページを、2ページ戻していただいてよろしいですか。

このページの下方の枠囲いに、特定歴史公文書というのがございますけれども、この特定歴史公文書は非常に重要な書類であって、後世に残すべきものだということになります。それ(特定歴史公文書となる)には、いくつか基準がございます。例えば水俣病関係とか、オウム関係であるとか、熊本地震、あるいは令和2年7月豪雨災害、というもの(文書)については、非常に重要なものということで、これは後世に残しましょう、という基準がいくつか決められております。そういうものについては、タイトルを見て明らかにそれであるということが判断できるのであれば、「保留分」として判断します。

それ以外の定例的なものについてはザッと廃棄対象文書として上がってくるわけですが、やっぱり抜けや漏れがあって、「これは本当に捨てるのも大丈夫なのか」という文書がいくつかございます。

それについて、まず第三者の方がチェックをした上で、一覧表が我々のところへ上がってきます。数が多くて大変なんですけれども、その中から、タイトルしか我々は見られないわけですが、そのタイトルの中で、「これはちょっと確認したほうがいいんじゃないか。」とか、「これは、第三者の専門家の方に確認をしてもらってください。」とか、そういうことを我々の方からお願いをすると、それが保留にまわります。

改めて第三者の方に確認をしていただいて、「これは保存しましょう」、「これはもう廃棄でいいです」、と再判断された一覧がまた上がってきますので、そちらをまた確認する、そういう流れで進んでいきます。

前期までの委員さんの御意見等を聞いておきますと、例えば、本体が別にあって、あくまでコピーであるとか、あるいは本部でとってあって、支所では、その写しであるとか、そういうものは本体がちゃんと別にあるから捨てるのもいい。現物がちゃんと保存してあるものについては、もう廃棄して構わないけれど、その現物がこれしかないのに、これを廃棄してしまうと、もう二度と取り返しがつかなくなってしまうので、本当にこれしか残ってない現物じゃないかどうかを確認してください、という指示が出るのが結構多かったです。

例えば、「出先機関であれば廃棄してもいいけど、本庁で本当にこれを廃棄しても大丈夫か?」、あるいは、規則やシステム開発等、元々原課がそれを行っている時の資料は、「後輩職員が見たときに役に立つんじゃないですか?」とか。(よく言

	<p>われていました。)</p> <p>また、皆さんのところに事前に届きました資料は、エクセルファイルだったと思いますけれども、エクセルのワード検索機能で、自分の気になるワードで検索して、これは定例的だからいいか、いや、でもこれはちょっと確認したほうがいいんじゃないか、みたいに…(見ていただく)。例えば、「熊本地震」というワードで検索をしてみても、(HITしたファイルについて、)「これの中身をちょっと確認してもらっていいですか?」とか、保留の依頼をされるが多かった、そんな感じで見られていました。</p> <p>その過程の中で、行政文書というのは、こういうふうに扱うべきだという御提言もいろいろいただきました。それが前期までの委員の方の視点です。</p> <p>今期の皆さんも、それぞれ御専門があると思いますので、その視点で、ぜひ忌憚のない御意見をお聞かせいただければと思います。</p> <p>すみません。ちょっと話が長くなりました。</p> <p>それでは、議事に入らせていただきます。</p> <p>本日は議題1件、県警本部の行政文書の廃棄に関する意見聴取ということでございませう。</p> <p>県警本部の廃棄は、知事部局と若干異なりますので、まずは県警本部の方から説明をお願いいたします。</p>
<p>県警本部 広報県民課</p>	<p>資料5 により説明。</p>
<p>澤田会長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>ただいま、県警本部からの行政文書の廃棄に関する御説明をいただいたところでございませう。</p> <p>これまでの手続といたしまして、県警のアーキビストによる査定、パブコメ、そして、有識者としての公安委員会からの意見聴取を実施した、ということです。パブコメの意見はなく、有識者としての公安委員会からも廃棄相当と意見が出されているもののリストが今回上がってきた、ということになります。</p> <p>事前に、皆様方のところに対象ファイルの一覧が送られてきたかと思ひます。</p> <p>かなりの量でしたから、お目通しが大変だったかと思ひます。それでは、ただい</p>

	<p>まから、委員の皆様から御意見をいただきたいと思います。</p> <p>「これってなんですか」とか、そういう話でも構いませんし、「これについて内容を教えてください。」ということでも結構でございます。どんな形でも結構ですので、発言希望の方は、挙手にてお願いしたいと思います。</p> <p>いかがでしょうか。</p>
吉見委員	<p>よろしいでしょうか。</p>
澤田会長	<p>はい。お願いいたします。</p>
吉見委員	<p>まず、質問をさせていただきたいんですけども、専門家によるチェックというところで、まず、県警のアーキビストの方とそのあと公安委員会の有識者の二段階が入っているということですけども、私が以前聞いていたのは、熊本県の文書は九州大学の方に委託していると伺ったんですけど、県警の場合は九州大学の方の委託はしていない、ということよろしいでしょうか。</p>
県警本部 広報県民課	<p>それで。(間違いありません。)</p>
吉見委員	<p>わかりました。ありがとうございます。</p> <p>それと今回、ファイル一覧を事前にいただいていて、備考欄のところに現物確認済と書いてあるのがいくつかあったんですけども、そういうところで私の興味と重なったところがございます、この現物確認済っていうのは、誰がどの段階で行った、ということなんでしょうか。</p>
県警本部 広報県民課	<p>昨年の委員会に向けて、行政文書の廃棄の手続をした際に、移管する予定で、各所属から現物を取り寄せて、文書管理係で照合しました。その中で、前回の廃棄手続の時に、移管として挙がっていたものを現物確認した結果、廃棄となったものを今回、載せています。</p> <p>名称がおそらく、熊本地震の関係だったかと思うんですけども、熊本地震と載っているもので、1回取り寄せて中身を確認したけれども、サービスに関するものだったり定例的なものだったり、中に入っている文書を確認した結果、移管する必要がなく廃棄相当だ、ということで今回、意見聴取対象として載せているものになります。</p>
吉見委員	<p>ありがとうございます。</p>

	<p>そうでしたら、文書管理係の方で、直接、現物を確認されたということですね。</p>
<p>県警本部 広報県民 課</p>	<p>はい。そうです。</p>
<p>吉見委員</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>今おっしゃられたとおり、やはり熊本地震ですとか、コロナ関係の文書があって、これは特殊な歴史的に残る事件かなと思っていますので、廃棄して良いのかどうか、私が中身を確認してないのでわからなかったんですけども、そこら辺は現物確認済で、「残さなくていい」というのは…ちょっとすみません。今、お話があったかもしれませんが、そこまで重要性がない、ということなんでしょうか。</p>
<p>県警本部 広報県民 課</p>	<p>はい。そうなります。</p>
<p>吉見委員</p>	<p>はい。わかりました。質問は以上でございます。</p>
<p>澤田会長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>例えば、タイトルが熊本地震とか令和2年7月豪雨とかであっても、内容が、通知文を単にファイルしてあるだけとか、あるいはそのサービスの関係で残業がどうかとか、そういう定例的なものについては廃棄で良い、ということで(今回)現物確認した結果、これは廃棄相当であると挙がってきている(判断された)。</p> <p>ただし、廃棄する場合には、この委員会で意見をきちんと聞く必要がありますので、我々としても、廃棄相当となっているけれど、やっぱりもう一度見てほしいとか、そういうのも当然ありますので、そこも併せて御意見をいただければと思います。</p> <p>他、いかがでしょうか。</p>
<p>澤田会長</p>	<p>私の方からよろしいですか。</p> <p>本部の方だったと思いますけれど…資料8ですね。平成27年度以降だったと思います。本部の方で657。そこを開いていただいて良いですか。例えば、「監察」というところに「首席監察官メモ」という文書があるんですが、ちょっと特殊な名称で、どういうものかがわからなかったの、これがどういうものなのかをお尋ねしたいです。</p> <p>もしわからないようであれば、念のためにチェックをしておいていただければと思</p>

	<p>います。</p> <p>それとあわせて、確か次のページだったかと思います。(今、タブレットで表示されているページの)2ページぐらい先なんですけれど、700から710で、同じくその(「監察」の)懲戒関連で、この懲戒処分とかの決定。この辺りは何と言いますか、3年廃棄ということで、捨ててしまうみたいな話なわけですが、「検討及び決定」のものが、3年廃棄で捨てて大丈夫なのかという、そこがちょっと気になるところです。</p> <p>そんなに毎年毎年出てきちゃいけないわけであって、事例としては比較的レアな話だと思うんですけれども、レアなものが出てきたときに、過去の検討経緯とかそういうのが全然わかんなくなったりするんじゃないかというのが、ちょっと心配だったので。(それに、)これは本部なので、ここが捨ててしまうと、あと誰も持ってないんじゃないかという気もしますので、そこはいかがですかね。</p>
<p>県警本部 広報県民 課</p>	<p>まず、657の「首席監察官メモ」につきましては、全国の懲戒処分等の状況について、こういう処分事例があったということを、各所属に対して事例を通知する、というものになります。本県のものに限ったものではない、よその都道府県警察のものになります。</p> <p>700から710につきましては、具体的な内容につきましては、今現在把握していないところでありますので、次回の委員会で報告させていただければと思います。</p>
<p>澤田会長</p>	<p>はい。ちょっと確認をしていただければと思います。</p> <p>おそらく、例えば過去の事例等を参考に、軽重の判断みたいのが当然あると思うんですけれども、その辺を3年ぐらいで、本部が捨ててしまっているのかな、という気もしましたんで、そこはちょっと1点確認をいただければと思います。</p> <p>あと「首席監察官のメモ」は、全国の他県の事例とかそういう話であれば、おそらく警察庁とか国の方にとってある部分もあると思いますので、それを単純にこういうのがあったよというのを知らせているだけであれば、もう廃棄しても構わないと思います。</p> <p>はい。よろしく願いいたします。</p> <p>他いかがでしょうか。</p>
<p>森委員</p>	<p>よろしいですか。</p>

澤田会長	お願いします。
森委員	<p>すみません。ちょっと単純な質問なんですけれども、もしかしたら、さっき吉見先生の現物確認のところとリンクしてるのかなと、もしかしたらそこでお話があったことかもしれないんですけれども、私がちょっとまだ理解をしておりません。</p> <p>最初の方に、知事が定めた「熊本地震」とか、「コロナ」とか、残さなきゃいけない文書っていう指定がありましたよね。たくさんものの中に、それが散りばめられているけれど。それがたくさんあって、その知事の指定なんだけれども、残さなくていいとか、判断基準が、ちょっと一覧表からは読み取れなかったかなと思うので、そういうのってどうなってるのかなと、ちょっと質問なんですけれども…。</p>
県警本部 広報県民課	表から読み取れない部分は、全部現物を取り寄せて、中身の文書まで確認をしている状況です。
森委員	その現物確認というふうになって、そしてこれを現物確認(済と記載されている)っていうのは、廃棄してもいいんじゃないかっていう意味合いが込められている、ということですか。
県警本部 広報県民課	はい。
森委員	分かりました。ありがとうございます。
澤田会長	あわせて確認ですけど、一覧表に記載されたタイトルから、これは明らかに移管対象とか保存対象であることがわかる分は、「これは重要」というルートに乗っているということですよ。
県警本部 広報県民課	はいそうです。
澤田会長	<p>わかりました。ありがとうございます。</p> <p>他にございますでしょうか。</p>
吉見委員	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、吉見から質問させていただきます。</p> <p>ファイル一覧の中の本部の平成27年度以降管理分で、番号で言いますと3578番から3,587番で、ストーカー禁止命令ですとか、あと禁止命令とかですね。これ</p>

	<p>は、書いてあるとおり、ストーカー禁止命令が出された事案についての記録だと思うんですけども、保存期間が3年というふうに書かれています。これは、ストーカー禁止命令の、命令内容が書かれた文書が、3年経ったら廃棄されてしまうということでしょうか。逆に言えば、3年経ったらもう、過去にどんな禁止命令が出されたかを確認できないという書類になってしまうのでしょうか。</p> <p>その辺について教えていただければと思います。</p>
県警本部 広報県民 課	<p>今の御質問につきましても、詳細について把握しておりませんので、次回の委員会でもた回答させていただければと思います。</p>
吉見委員	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>この御質問をさせていただいた背景としましては、例えば3年間経って廃棄処分してしまって、不幸にもそのあと同じ人がまた、その被害者の方に、加害行為を加えて、刑事事件になってしまった場合には、やはりその刑事事件を処理する中で、過去にどんな経緯があったのかというのが非常に重要になってくると思います。その時に、禁止命令を出したのかどうかとか、どんな内容だったのかというのがわからないと、刑事責任を追及する上で、不都合が生じてしまうのではないかと思います。質問させていただきました。</p>
澤田会長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>ぜひ御確認をよろしく願いいたします。</p> <p>他、いかがでしょうか。</p>
森委員	<p>さっきの知事が定めた「熊本地震」とかのキーワードがあったかと思うんですけども、それ以外にキーワード的なものはあるのでしょうか。</p> <p>といいますのが、私もあまり丁寧には見れていないんですけども、ざっと見たところで、例えば男女共同参画、あるいはストレスチェック、産業医への情報提供とか、そういうのが気になったので、何かそういう意味での、保存すべきキーワードっていうのがあるのかどうかっていうのを教えていただきたいと思います。</p> <p>お願いします。</p>
県警本部 広報県民 課	<p>基本は知事の定める規定に基づいて判断しています。これに基づいているものについて、移管対象にしているというところがございます。</p>

	<p>特段、ほかに何かキーワードがあるかと言われると、これが元になっているというところでは。</p>
事務局	<p>確かにそうなんですけれども、知事が別に定めるもの、条例施行規則上で言いますと、県と県民が記録を共有すべき、歴史的に重要な政策に関する事項であって、社会的に影響が大きく、その教訓が将来に活かされる、と知事が判断したもの…ということで選んだのが、十何項目あって、それは、県民を取り巻く社会環境とか自然環境等の変化によって変わり得ます。例えば、この委員会で、このような言葉、キーワードのものは残した方がいいのではないかと、という御意見があれば、こちらの方で検討させていただきまして、加えていくということもございます。</p>
森委員	<p>ありがとうございます。</p>
澤田会長	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>その辺りも、キーワードについては、今はいわゆる大事件みたいな項目が並んでおりますけれども、「こういうことについては今後重要になるのではないかと。」そういうふうな御意見とかもあれば、どんどん出していただければと思います。</p>
田口委員	<p>はい。(挙手)</p>
澤田会長	<p>では、田口委員お願いします。</p>
田口委員	<p>すみません。直接廃棄どうこうに関する話じゃないですけども、先ほどから言われている熊本地震だったり、コロナだったり、県警本部さんでいくと、地震があったから起きた事件、コロナだったら、コロナに起因して起きた事件、例えば給付金詐欺であるとか、熊本地震の補助金の詐欺とか、避難所での暴行事件だとか、そういったものを、切り分けて保存するっていう考え方はお持ちではないんでしょうか。</p>
県警本部 広報県民課	<p>訴訟に関する文書については、行政文書の管理規程上、除くこととなっております。あくまでもそれを管理するための簿冊については、行政文書として管理するんですけども、今おっしゃった話になると、おそらく、犯罪捜査規範等に基づいての管理になります。</p>

田口委員	<p>例えば県警の方でコロナに関わる犯罪的なものが、一覧表というか、リストを作るとか、そういうことをやれば、行政文書として残すことは可能なんでしょうか？</p>
県警本部 広報県民課	<p>管理する簿冊は、主管課に確認しないと何とも言えないですけども、管理するものについては行政文書として管理がございまして、それが移管の対象となれば、移管文書として上がってきます。</p>
田口委員	<p>わかりました。</p>
澤田会長	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>他、いかがでしょうか。</p> <p>私の方からも1点よろしいですか。</p> <p>本部の方の4,814とか、その次のページの4,826とかなんですが、「録画、録音関係」というのがいくつかありまして、その点についてです。</p> <p>例えば、左から3段目に録音録画で内部事務通達とか、録音録画（設置型）とか、その次のページにもあるんですけども。これの上の方、26とかが「録音録画実施結果報告書」となっているんですけども。これっていわゆる捜査の可視化の関係なのかなあと思いつつ、漠然と見ていたわけです。確かこの頃からだったですよ、捜査（取調べ）を録音録画されるようにしましょう、という話があったと思うんですけども。あるいは平成28年か29年だったと思います。（もし、これが、）始まった直後あたりの話（文書）で、やってみた結果こうでしたというの（文書）がもしかしたらあるんだしたら、一度、確認しておいた方がいいのかな、という気がしました。そこは、そういうものなのかどうか、わかりますでしょうか？</p>
県警本部 広報県民課	<p>実際見ないとわからないので、ここも確認させていただいて、次回、御報告させていただきます。</p>
澤田会長	<p>わかりました。この「録音録画」というのが、ポンと出てきたので、気になりましたので。その辺りも見ていただいて、重要なものではないかどうか、確認をよろしくお願いいたします。</p> <p>他、いかがでしょうか。</p>
森委員	<p>私は、歴史の研究をしているので、後からどうだったのかを振り返る時に、こういう書類を私自身も参考にしていますし、大事だなと思う観点からの御質問です。月</p>

	<p>報、広報誌みたいなもの(文書)が、結構(リストの中に)ちりばめられて出てきたかなと思うんですけども、これは、ここにしかないもので、ここにリストアップされているのか、ここにしかないのであったら、残すべきなのかなあというふうに感じたので、御質問です。ここで廃棄になってしまうと、もう何も、(なくなってしまう。)</p> <p>もしかしたらペラペラな広報紙かもしれませんが、警察がどんなふうにも市民に対して呼びかけているのかとか、そこから見える体制と一般市民との関係とか、そういうことも見えてくるかなと思ったので。ここにしかないものだったら、私としては残した方がいいんじゃないかという視点での御質問です。</p> <p>よろしくをお願いします。</p>
県警本部 広報県民課	<p>先ほどと重複になってしまうんですけども、移管する文書については、規定に基づいてやらせていただいています。残した方がいいものであれば、今後の検討課題になるかと思えます。</p>
森委員	<p>わかりました。ありがとうございます。</p> <p>そうすると、例えばそのキーワードの一つとして、広報誌や月報のようなものを入れるというのも一つのアイデアかなというふうに思っております。</p>
澤田会長	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>前期までの委員の方からも、例えば年報みたいなものは、一旦失われるとなくなってしまうので、ちゃんとどこかに保管をしてあるならばいいけれども、そこを確認してくださいという話がありました。県の年報とかは、例えば公報だったり、あるいは図書館とかですね、そういうふうには保存してあるかもしれませんが、県警も多分同じだと思います。どこかに、きちんと保存してあるならば構いませんけれども。その辺りの確認を是非しておいて、年報とか月報、そういうものについては、失われないように、それを念頭において、行政文書をチェックする、そういう視点は、ぜひ必要だと思いますので、確認をお願いいたします。</p> <p>他いかがでしょうか。</p>
吉見委員	<p>吉見から質問させていただきます。</p> <p>これは制度に関する質問なんですけど、不勉強で、この行政文書等管理委員会のお仕事の内容がまだよくわかっていないので。</p>

	<p>文書っていうのは、原則、保存期間が経過したら処分するものだ。例外的に特定歴史公文書に該当する場合は保存すると。この委員会の仕事は、特定歴史公文書に該当するものとして残すべきかどうかと、それを判断するというものなんではないか。</p> <p>それとも、何かそういった、特定歴史公文書に該当するかどうかは別にして、何かこれ重要じゃないのかとか、これこんなに短期間で処分していいのかとか、そういった意見も述べた方が良くないか、とかちょっとその辺がわからなくて。</p> <p>膨大なリストを読んだときに、どういう観点から読めばいいのかがわからなかった。我々の委員の仕事の内容について、もう一度、御説明いただくと大変ありがたいです。</p>
澤田会長	そこは、事務局からよろしいですか。
事務局	<p>今、タブレットに表示させていただきました事項が、行政文書等管理委員会の役割として、条例の方に掲げさせていただいている内容です。</p> <p>知事の附属機関として、これらの事項について諮問を受けて、答申を行っていただくということです。ここには全部書いてありませんが、規則その他の規程で定める制定改廃を行う時に、意見をお伺いしたりすることも含まれますし、特定歴史公文書の保存、利用等に係る規則がありますけど、その制定改廃に関することについて、御意見をお伺いすることもございます。</p> <p>それと、特定歴史公文書の利用請求については、特定歴史公文書だからといって、全部見ていただいて結構ですよじゃなくて、一部の利用だけ認められる、ということで黒塗りにしたりして、「いや、そこも見せていただくべきではないか」といった審査請求が来ることもあります。それについて、審議をしていただくとかそういった廃棄の御判断だけじゃない役割についても、お願いしているところでございます。</p>
事務局	<p>補足いたします。</p> <p>行政文書の廃棄について、特定歴史公文書として残す部分もありますが、廃棄せずに延長したらいいんじゃないかといったことも御意見をいただいて、それを踏まえて検討するという形でお願いしております。</p>

吉見委員	<p>御回答ありがとうございます。大変わかりやすかったです。</p> <p>どうしても、特定歴史公文書というのに目がいってしまって、その歴史的な事件に関するものだけに、どうしても目がいってしまったんですけれども、それ以外で、歴史的な事件に該当しなくても、もうちょっと長く保存したほうがいいんじゃないかとか、そういったものも、多分中にはあるかもしれませんので、今後はそういったことも頭に入れて、資料を読み込んで検討したいと思います。</p> <p>どうもありがとうございました。</p>
福嶋委員	<p>(新しい委員の方が入られて)フレッシュな意見がいろいろ出ていて、とても楽しく聞かせていただいております。</p> <p>「特定歴史公文書」といったら、「何だかすごく大変なもの」みたいに、つい考えてしまいますけど、私は普通の主婦なので、身近な問題をとても大事にしていきたいと思うし、それが一つの歴史じゃないか、と私は思っているので、そういうものも大事にしながら、生きていかなきゃいけないなと思っています。</p> <p>蒲島知事が、とにかく文書っていうのは残せ、残しとかなきゃいけない、ある一定の期間を絶対残しておかなきゃいけない、と仰ったということで、その上で、こういう廃棄の時には、必ず手続をとらなければいけないっていうことを、この間新聞で読ませていただきまして、そのための仕事をさせていただいているんだなと、とても大切に思っております。</p>
澤田会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>今、福嶋委員からのお話にもありましたとおり、知事のスタンスは、特定歴史公文書は残すよ、あとは全部捨てるよ、というスタンスとある意味正反対で、行政文書というのは、基本的には残すんだ、ただし、スペースの関係とかもあって、定例的なものを全部残していると厳しいので、一定程度で廃棄はしなければならない。ただし、その廃棄をする中で、本当は重要なものが失われていってしまうのであれば、それは県民にとっては損失だ、という視点で、そこをきちんと見極める必要がある、ということでこの手続が進められています。特定歴史公文書というのは非常にわかりやすい、ある意味これはピックアップしやすいという話ですけれども、それ以外のものの中にも、年月がたっていくうちに、これはやっぱり重要だった、というものが出てくるかもしれない。そういう視点も、ぜひ先生方からいただいて、これは</p>

	<p>念のために確認してくださいとか、そういうことを繰り返していく中で、新しくこういうものは取っておくべきだ、というのも生まれるかもしれません。</p> <p>その辺りも踏まえて、ぜひいろいろ御意見をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。</p> <p>他に何かございますでしょうか。</p> <p>では、田口委員お願いします。</p>
田口委員	<p>すみません。ちょっと不慣れで、質問になるんですけども、県警本部さんの扱われている文書で、例えば、今年刑法改正があって、不同意性交で時効が延長されていると思うんですけども、時効が延長した時に、文書の保存期間の変更とかはあり得るんでしょうか。</p>
県警本部 広報県民 課	<p>訴訟に関する書類については、先ほど御説明しましたとおり、行政文書としての管理の適用外ということですので、時効が延長になったというお知らせの文書を、もし行政文書として発出しているのであれば、そのお知らせの文書だけが行政文書として保存する文書になります。</p> <p>その文書については、お知らせが終われば役目を終えるということになりますので、そう長くない保存期間の設定をしているか、と思われるところです。</p>
田口委員	<p>わかりました。</p>
澤田会長	<p>ちなみに、行政文書はそういう話になりますけれども、訴訟関連文書は、それは検察の方とかに行ってしまう、みたいな、そんな感じになるわけですか。</p>
県警本部 広報県民 課	<p>はい。検察庁等に送る文書と、写し等の管理については、私の方では把握できてないんですけども、基本的に検察庁の方に送る書類になろうかと思います。</p>
澤田会長	<p>例えば、裁判所とか、そっちの方での保管とそういう形になっていく、そんな感じになるわけですね。そこが、県警の文書の特徴ですね。</p>
田口委員	<p>例えば、相談を受けたとかいうのはどうなんですか。</p>
県警本部 広報県民 課	<p>相談につきましては、そういう刑事的な手続の前のいろいろな相談がありますので、相談の窓口で、行政文書として管理する文書があります。</p>

田口委員	それは、例えば時効が5年延びるとかいうときには、その保存期間は変わらないんですか。
県警本部 広報県民課	はい。 相談につきましては、事案として解決すれば、そこから保存年限がスタートするということで整理しておりますので、継続している間はずっと、その期間は取っておくと。保存期間のスタートは開始しないというような整理になっております。
田口委員	わかりました。
澤田会長	はい、ありがとうございました。他いかがでしょうか。 よろしく申し上げます。
吉見委員	吉見より質問させていただきます。 先ほどの田口委員の質問と関連するかもしれませんが、刑事事件に関する記録で、先ほど訴訟文書という言葉が出てきたんですけども、捜査段階ではまだ、訴訟になるかどうかかわからないと思うんですが、捜査段階で作成した資料は、最初から訴訟資料になるんでしょうか。
県警本部 広報県民課	具体的な書類につきまして、これが行政文書、これが訴訟に関する書類というような、線引きした書類の区分けにつきましては、はっきりしたところまで、把握ができていません。
吉見委員	結局、長期にわたって捜査が継続しているような場合の刑事(事件)の記録ですよ、捜査記録とかは。 その文書の管理、保存期間がどうなっているのかなと思ったので、質問させていただきました。捜査途中であれば、先ほどの相談文書と同じように、まだ保存期間(開始)のカウントが始まらない、という扱いなのか、それとも、もう作成した時から保存期間(開始)のカウントが始まってしまうのか、というのが、知りたいところではございます。
澤田会長	その辺りは、これまで全然気にせずに来たんですけど、確かに我々もよく知らない部分ですので、何かわかったら教えていただいでよろしいですか。整理について。

<p>県警本部 広報県民 課</p>	<p>わかりました。</p>
<p>澤田会長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>他いかがでしょうか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>では、今、いろいろいただいた意見がございますので、その辺りは県警本部の方で整理をしていただいてよろしいですか。</p> <p>いくつか具体的な文書ファイル名について確認してください、というものもありましたので、それについても、県警本部の方で確認をしていただければと思います。</p> <p>よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、それ以外のこの一覧にある行政文書ファイルについては、委員会の意見を、歴史公文書に該当しないということとしまして、県警本部が廃棄するという事でよろしいでしょうか。</p>
<p>一同</p>	<p>(意見なし)</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>それでは、県警本部が廃棄することによって、条件付き廃棄の部分については条件が確認された場合のみ廃棄という話になりますけれども、いずれにしても、廃棄に当たって、誤廃棄が生じないように、十分御留意いただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。</p>
<p>その他 次回委員会の開催予定時期について</p>	
<p>澤田会長</p>	<p>それでは、その他の項目、次回の委員会開催予定につきまして、事務局からお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>次回の委員会につきまして、御説明いたします。</p> <p>次回の委員会は、知事部局及び各種委員会の行政ファイル文書で、令和5年3月31日までに、保存期間が満了し、有識者による現物確認が終了したもの、及び、一度委員会にお諮りして、御意見を伺いました行政ファイル文書で、有識者による現物確認が終了したものについての廃棄に関する意見聴取を主な議題として、12月上旬以降に、年内での開催を考えております。</p>

	<p>日程調整は、10月下旬以降に行う予定としております。また皆様にメールをさせていただきますので、御協力をよろしくお願いいたします。</p>
澤田会長	<p>次回の委員会が、12月上旬以降の年内ということで、また皆様のところにリストがドーンと参って、大変お忙しいところ恐縮ですけれども、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>その他、委員の皆様から何か御意見御質問等ございますでしょうか。</p> <p>特によろしいでしょうか。</p>
一同	<p>(意見なし)</p>
澤田会長	<p>それでは、本日の議題につきましては、全て終了しましたので、進行を事務局にお返ししたいと思います。</p> <p>委員の皆様、円滑な議事進行に御協力いただき、ありがとうございました。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>次回の委員会の詳細な日程等につきましては、後日改めて御相談させていただきます。</p> <p>本日、これにて会議内容が全て終了となります。</p> <p>なお、皆様に事前にお知らせしておりましたとおり、本日、九州大学の三輪教授のグループで現物確認の方をしていただいておりますので、ぜひその現場を御案内させていただきたいと思っております。この後お時間があられましたら、9階の部屋の方に御案内させていただきます。よろしくお願いいたします。</p> <p>本日は、お忙しいところありがとうございました。</p>
一同	<p>ありがとうございました。</p>